

## 田辺市家族介護慰労金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、要介護高齢者（以下「要介護者」という。）を介護している家族に対し、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、要介護者を在宅で現に介護している家族に対し慰労金を支給する。

### (対象者)

第3条 慰労金の支給を受けることができる者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者で、次の各号のいずれにも該当する要介護者を在宅で現に介護しているものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護4若しくは5と認定された者又はこれらに相当すると市長が判断した者
- (2) 過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者。ただし、年間7日程度のショートステイの利用を除く。
- (3) 過去1年間90日以上医療機関に入院していない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ア 生活保護法（昭和25年法律144号）による被保護世帯に属する者
  - イ 市民税非課税世帯に属する者

### (慰労金の額)

第4条 慰労金の額は、要介護者1人当たり年額100,000円とする。

### (申請及び調査)

第5条 慰労金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家族介護慰労金支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し受給資格の有無について書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、第3条に規定する要件及び受給資格を審査し、支給の可否について決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、家族介護慰労金支給決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。

### (不当利益の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により慰労金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給された慰労金の全部又は一部を返還させることができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。